

川崎市告示第346号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項の規定により特定非営利活動法人あさお市民活動サポートセンターの認定有効期間の更新をしたので、同法第51条第5項において準用する同法第49条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和7年6月20日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 名称
特定非営利活動法人 あさお市民活動サポートセンター
- 2 代表者の氏名
中山 正夫
- 3 主たる事務所の所在地
川崎市麻生区上麻生1丁目11番5号
- 4 当該認定の有効期間
令和7年8月11日 ～ 令和12年8月10日